

日本標準産業分類

分類項目名、説明及び内容例示

平成14年3月 改訂

総務省

(抄)

中分類90－その他の事業サービス業

総 説

この中分類には、企業経営を対象としてサービスを行う他に分類されない事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

909 他に分類されない事業サービス業

9095 労働者派遣業

主として、派遣するために雇用した労働者を、派遣先事業所からその業務の遂行等に関する指揮命令を受けてその事業所のための労働に従事させることを業とする事業所をいう。

なお、主として請負によって各種事業を行っている事業所、自らその業務の遂行等に関する指揮命令を行っている事業所は、経済活動の種類によりそれぞれの産業に分類される。

○労働者派遣業

×労働者供給業 [9051]；民営職業紹介業 [9051]；公共職業安定所 [9531]；港湾運送業 [4811]；建設業 [06, 07, 08]；警備業 [9061]；ソフトウェア業 [391]；建物サービス業 [904]；機械設計業 [8062]；物品賃貸業 [88]

最低賃金適用除外許可の状況の推移

事項	年	平成13年		平成14年		平成15年	
		申件数	許可件数 (人)	申件数	許可件数 (人)	申件数	許可件数 (人)
最低賃金法第8条第1号	精神の障害により著しく労働能力の低い者	3,379	3,301	3,442	3,404	3,454	3,324
	身体の障害により著しく労働能力の低い者	312	331	189	184	277	268
最低賃金法第8条第2号	試の使用期間中の者	2	2	2	1	1	1
最低賃金法第8条第3号	能開法施行規則に基づく職業訓練を受ける者	92	92	48	47	34	50
第8条第4号	則第4条第2項第1号	10	10	10	10	0	0
	則第4条第2項第2号	9	11	5	3	11	13
	則第4条第2項第3号	34	34	166	93	1,327	2,215
計		3,838	3,781	3,862	3,742	5,104	5,871

地域別最低賃金の所定内給与に対する比率の推移
 (パートタイム労働者、企業規模10人以上「賃金構造基本統計調査」)

年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)		パートタイム労働者 産業計・企業規模10人以上			
	日額	時間額	所定内給与 (男女計)	時間額比	所定内給与 (女性)	時間額比
	① (円)	② (円)	③ (円)	②/③ (%)	④ (円)	②/④ (%)
昭和53年	2,472	315	—	—	454	69.4
63年	3,776	474	667	71.1	642	73.8
平成10年	5,167	649	914	71.0	886	73.3
11年	5,213	654	911	71.8	887	73.7
12年	5,256	659	914	72.1	889	74.1
13年	5,292	664	914	72.6	890	74.6
14年	—	664	911	72.9	891	74.5
15年	—	664	915	72.6	893	74.4

注 パートタイム労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

